

改正

平成9年4月22日鋸南町規則第5号
平成18年9月20日鋸南町規則第26号
平成23年3月9日鋸南町規則第3号
平成28年3月10日鋸南町規則第3号

鋸南町観光物産センターの管理運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鋸南町観光物産センターの設置及び管理に関する条例（昭和60年鋸南町条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、鋸南町観光物産センターの管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務の内容)

第2条 条例第2条に規定する鋸南町観光物産センター（以下「観光物産センター」という。）の業務は、次のとおりとする。

- (1) 鋸南町における特産物の宣伝及び紹介
 - ア 農・水産物の展示
 - イ 観光みやげ物の展示
- (2) 無料休憩施設の提供
- (3) その他、観光物産センターの設置の目的を達成するために必要な業務

(開館時間)

第3条 観光物産センターの開館時間は、午前8時から午後6時までとする。

2 鋸南町長（以下「町長」という。）は必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 観光物産センターの休館日は次のとおりとする。

- (1) 定期休館日 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日）
 - (2) 前号に掲げるもののほか、町長が休館を必要と認めた日
- 2 前項の休館日であっても、町長が特に必要と認めた場合は、観光物産センターを開館することができる。

(使用許可申請等)

第5条 条例第4条の規定により、次の各号に掲げる行為をしようとするものは、観光物産センター使用許可申請書（別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。

- (1) 物の販売、並びに軽飲食の販売
 - (2) 業として行う案内、写真若しくは映画の撮影若しくは物の貸し付け、その他の営業行為、又は物の頒布、募金若しくは興行、その他これらに類する行為をすること。
 - (3) 集会、競技会、展示会、その他これらに類する催しのため、観光物産センターの全部又は一部を独占して利用すること。
- 2 前項の規定による許可を受けたものは、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、町長の許可を受けなければならない。
- 3 前各項の規定による許可には、観光物産センターの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用者の公募)

第6条 前条第1項第1号に掲げる行為を行おうとするものは、鋸南町に住所を有する者で、かつ、公募による。ただし、町長が特に認める者については、この限りでない。

(使用許可)

第7条 町長は、観光物産センターについて前条に規定する使用許可の申請を受け、これを許可すべきものと認めるときは、観光物産センター使用許可決議書（別記第2号様式）により決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により物産センターの使用許可を決定したときは、観光物産センター使用

許可書（別記第3号様式）を申請者に交付しなければならない。

（使用許可手続きの特例）

第8条 前2条の規定にかかわらず、観光物産センターの一時的な使用に係る許可の申請又は許可については、口頭によるものができるものとする。

（使用許可期間）

第9条 観光物産センターの使用許可の期間は3年以内とする。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する使用許可期間は、これを更新することができる。この場合において使用許可期間は前項の規定による。

（使用者の遵守事項）

第10条 観光物産センターの使用を許可するときは、次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。

（1） 常に善良な管理者の注意をもって使用すること。

（2） 第三者に使用させてはならないこと。

（3） 使用目的以外に使用してはならないこと。

（4） 使用期間の満了又は使用許可の取消しによって使用を終了したときは、速やかに原状に回復して返還すること。ただし、町長が特に認めた場合は、原状に回復しないことができること。

（使用料）

第11条 条例第5条に規定する使用料は年2回払いとし、6月並びに12月末までに町へ納めるものとする。ただし、前納も可とする。

（許可の取消し）

第12条 町長は、第5条第1項又は、第2項の規定による許可を受けたものが、次の各号の一に該当するときは、その許可を取消すことができる。

（1） 第5条第3項の規定による許可の条件に違反したとき。

（2） この規則の規定に違反したとき。

附 則

この規則は、昭和60年3月21日から施行する。

附 則（平成9年4月22日鋸南町規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月20日鋸南町規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月9日鋸南町規則第3号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月10日鋸南町規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 処分その他の行為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた処分その他の行為に係るものについては、なお従前の例による。

鋸南町観光物産センター使用許可申請書

年 月 日

鋸南町長 様

申請人住所

氏名

下記のとおり鋸南町観光物産センターを使用させていただきます。

記

行政財産の名称	鋸南町観光物産センター
所在地	鋸南町吉浜517―1
使用する部分の面積	
使用目的	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日まで
使用料	御指定のとおり
その他必要な事項	

別記第2号様式（第7条第1項関係）

鋸南町観光物産センター使用許可決議書					
				年 月 日起案	
				(職)	
				氏 名	
合 議					
次のとおり鋸南町観光物産センターの使用を許可してよろしいでしょうか。					
公有財産整理簿の 記載に必要な事項					
使用部分の面積					
相手方の住所及び 氏 名					
使 用 目 的					
使用料の額及び その算出方法等					
使 用 期 間		年 月 日～ 年 月 日まで			
その他必要な事項					

（添付書類） 1）関係図面

2）鋸南町観光物産センター使用許可申請書

鋸南町観光物産センター使用許可書

() 第 号

年 月 日

様

鋸南町長

年 月 日付けで申請のありました鋸南町観光物産センターの使用を下記のとおり許可します。

記

行政財産の名称	鋸南町観光物産センター
所 在 地	鋸南町吉浜517—1
使用を許可する部分の面積	
使 用 目 的	
使 用 料 の 額	
納 入 期 限	
使 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日まで
遵 守 事 項	1 常に善良な管理者の注意をもって使用すること。 2 第三者に使用させてはならないこと。 3 使用目的以外の目的に使用しないこと。 4 使用期間の満了又は、使用許可の取消しによって使用を終了した場合には速やかに原状に回復して返還すること。ただし、町長が特に認めた場合は、原状に回復しないことができること。
あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長に対し書面で審査請求をすることができます。	

（備考）申請どおり許可する場合は、審査請求の教示をしないこと。